

三木町告示第107号

三木町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月3日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第17号

三木町建設工事執行規則の一部を改正する規則

三木町建設工事執行規則（昭和41年三木町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第2号を次のように改める。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

第25条に次の1号を加える。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、町長が特に認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。